

「緑の募金」による緑化推進事業等交付金交付要領

(要領の目的)

第1条 この要領は「緑の募金」による寄附金を用いて実施する緑化の推進及び森林整備(以下「緑化推進事業等」という。)に対する交付金(以下「緑化推進事業等交付金」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(緑化推進事業等交付金の対象)

第2条 緑化推進事業等交付金は募金団体(募金団体が募金総括協力団体等と協同して緑化推進事業等を実施する場合を含む、以下同じ。)が実施する緑化推進事業等に対して交付するものとする。

(緑化推進事業等)

第3条 緑化推進事業等は、学校、公園、道路その他の公共的施設、地域における緑化の推進及び森林整備とする。但し、A、B及びCの事業を重点的に行うものとし、D及びEの事業については付随的に行うものとする。

A 植樹・造園・花壇整備等の事業

(例) 樹木・草花・球根・種子等の購入及び植栽

B 森林の整備、植栽樹木等の保育・維持管理のための事業

(例) 鎌等作業用具の購入、肥料等資材の購入

C ビオトープの整備、貴重種の保護・増殖等の事業

(例) トンボ池の造成、植生調査の実施等

D 緑化及び森林の整備の普及啓発を図るための事業

(例) 苗木等の配布、講演会の開催

E 緑化及び森林の整備関係図書等の整備事業

(例) 樹木園芸図鑑等の購入

2 前項のほか「緑の募金事業」としてふさわしいと認められるものとする。

3 事業期間は、原則として1年以内で完了できるものとするが、複数年にまたがる事業も認めるものとする。

(緑化推進事業等交付金の交付手続)

第4条 (財)大阪みどりのトラスト協会(以下、「協会」という。)は募金団体及び募金総括協力団体に対して、毎年度定める「緑の募金」による緑化推進事業等交付金交付計画(以下「交付計画」という。)の送付をもって、緑化推進事業等交付金の交付予定額を通知するものとする。

2 募金団体は前項の交付計画に基づき、緑化推進事業等交付金交付申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)を指定した期日までに協会に提出するものとする。ただし、別表左欄の募金団体については、右欄の募金総括協力団体を経由して、協会に提出するものとする。

3 協会は前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を検討し、適当と認める事業を決定するものとする。

4 協会は前項の決定に基づき、緑化推進事業等交付金を交付するものとする。

(実績報告書)

第5条 緑化推進事業等交付金の交付を受けた募金団体は、申請書記載の事業計画に基づいて事業を実施し、各年4月30日までに緑化推進事業等交付金実績報告書(様式第2号、以下「報告書」という。)を協会に提出するものとする。

2 前条第2項ただし書きの規定は、前項の規定による報告書の提出について準用する。

(緑化推進事業等交付金の返還)

第6条 交付金の交付を受けた募金団体が、前条第1項に規定する事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに緑化推進事業等交付金返還届(様式第3号、以下「返還届」という。)を協会に提出し、協会の指示に従い、緑化推進事業等交付金を返還するものとする。

2 第4条第2項ただし書きの規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

(実績調査等)

第7条 協会は、緑化推進事業等の実施状況等について、必要に応じ指導し調査できるものとする。

附 則

この要領は平成8年11月15日から施行する。

附 則

この要領は平成11年2月9日から施行する。

附 則

この要領は平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要領は平成16年9月15日から施行する。

別表(第4条関係)

募金団体	募金総括協力団体
市町村立学校	各市町村教育委員会
ボーイスカウト各団	日本ボーイスカウト大阪連盟
ガールスカウト各団	(社)ガールスカウト日本連盟大阪府支部